

# 所得税の還付申告は1月から! お早めに!

ると、早く税金の還付が受けられ 松山若草合同庁舎)で受け付けて 税務署(松山市若草町4番地3 受ける還付申告は、1月から松山 います。還付申告は早めに済ませ 平成20年分の所得税の払戻しを

> に申告することをおすすめします。 申告の方は書類が整い次第、早め 雑することが予想されます。還付 3月16日まで)役場での申告は混 確定申告期間中(2月16日から

問 税務課町民税係

## 障害者認定書を交付

年金受給者の方へ

源泉徴収票は大切に!

るための「障害者控除対象者認定 ていない方が、障害者控除を受け 書」を交付します。 税の申告時、 障害者手帳を持っ

ち、障害者に準ずる者と認められ 65歳以上の介護認定者などのう

問

方

る場合や、6か月以上寝たきりの

対象者

税の障害者控除については 税務課町民税係

る方

申請方法

必要です。 の診断書又はおむつ使用証明書が なお、寝たきりの場合は、医師 福祉課窓口で申請してください。

> 申告の際の添付書類として必要と られます。これは、所得税の確定

\*

死亡された方には源泉徴収票

ぎとなっている方

ど)があるため所得税を納めす 生命保険料控除、医療費控除な なかった控除(社会保険料控除、

なりますので大切に保管してくだ

とっている方には、1月末までに

老齢年金を社会保険庁から受け

『公的年金等の源泉徴収票』が送

らい。

要です。

次に該当する方は確定申告が必

相談ください。

はお早めに社会保険事務所へご は送付されません。必要な場合

○ 2つ以上の年金を受けていて、

扶養親族等申告書を提出してい

認定の見込みや申請の詳細は 福祉課生活・障害福祉係 985-4112

がある方

源泉徴収で受けることのでき

年金以外に収入(給与など)

G111. 9 3 0		
期間	時間	場所
1月28日(水) (1 月28日(水) (1	10時 { 18時	いよてつ髙島屋 9階ローズホール
2月3日(火) (6日(金)	9時 ~ 17時	松山市役所本館 11階大会議室
2月10日(火) 12日(木) 13日(金)	9時 { 17時	松前町役場2階 大会議室

対象者 関与税理士のいない所得者 で、給与所得者・年金に係る雑 所得者(住宅借入金等特別控除 用者および不動産などの譲渡 関連の所得を有する者を除く)

印鑑や預金通帳など 必要なもの 詳しくは下記までお問い合わせ ください。

四国税理士会松山支部 **☎**945-5761

## 四国税理士会松山支部では、次の とおり所得税の確定申告の無料相談

期間	時間	場所
1月28日(水)	10時 ~ 18時	いよてつ髙島屋 9階ローズホール
2月3日(火)	9時 ~ 17時	松山市役所本館 11階大会議室
2月10日(火) 12日(木) 13日(金)	9時 ~ 17時	松前町役場2階 大会議室

町民課住民係

問

985-41 06

庶務・年金給付課 西社会保険事務所